

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

平成 29 年 6 月
特 許 庁

1. 改正の必要性

特許協力条約に基づく規則（以下「PCT 規則」という。）の改正（平成 29 年 7 月 1 日発効）に伴い、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和 53 年法律第 30 号。以下「国際出願法」という。）第 20 条の規定に基づき、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和 53 年通商産業省令第 34 号。以下「国際出願法施行規則」という。）について所要の改正を行う。

2. 省令案の概要

（1）国際出願法施行規則第 21 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号

改正後の PCT 規則第 12 の 2.1(d)に対応するため、国際出願において先の調査¹の結果を考慮することを希望する出願人は、当該国際出願の願書に「先の調査の結果の写し」について、国際調査機関に加えて特許庁が入手可能である旨を記載することができるよう改正を行う。

その他、上記改正に伴う所要の改正を行う（国際出願法施行規則第 21 条の 2 第 2 項）。

（2）国際出願法施行規則第 21 条の 2 第 3 項

改正後の PCT 規則第 12 の 2.1(b)に対応するため、国際出願において先の調査の結果を考慮することを希望する出願人が、所定の要件を満たす場合に、特許庁長官に対し国際調査機関に送付請求できる対象書類について、「先の調査の結果の写し」に限定する改正を行う。

その他、上記改正に伴う所要の改正を行う（国際出願法施行規則第 21 条の 2 第 4 項等）。

（3）附則：経過措置

上記改正について、施行日以後になされた国際出願について適用する旨の経過措置を置くものとする。

（4）附則：工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号）第 19 条について、上記（2）の改正に伴う技術的な改正等を行う。

3. 公布日及び施行期日

公布日 平成 29 年 6 月 23 日

施行日 平成 29 年 7 月 1 日

¹ 国際出願の発明と関連する発明について先にされた出願の調査結果。出願人は、国際調査機関が国際調査を行う際に当該調査結果を考慮することを希望することができる（PCT 規則第 4.12）。